

# 受動喫煙の防止等に関する条例

平成24年 3月21日

条例第18号

改正 平成26年 6月12日 条例第30号

平成26年10月 7日 条例第36号

平成28年 3月23日 条例第27号

平成28年 3月23日 条例第30号

受動喫煙の防止等に関する条例をここに公布する。

## 受動喫煙の防止等に関する条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 受動喫煙の防止等（第9条—第20条）

第3章 雑則（第21条・第22条）

第4章 罰則（第23条—第25条）

#### 附則

がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。

このことから、未成年者及び妊婦をはじめ県民が、たばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙の防止等について、事業者等への周知を行うとともに、県民運動と連携した普及啓発活動を県内各地域で展開し、受動喫煙の防止等に関する取組の推進を図ってきた。

しかしながら、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っており、とりわけ喫煙習慣のない県民が健康で快適に生活することを妨げられている。

このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて改めて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に取り組むことが必要である。

このような認識に基づき、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （定義）

第1条 この条例において「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

2 この条例において「受動喫煙の防止等」とは、不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設（車両その他の移動施設を含む。以下「対象施設」という。）における受動喫煙を防止することその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。

3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいう。

（基本理念）

第2条 受動喫煙の防止等は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ未成年者をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）、事業者、施設管理者（対象施設を管理する者をいう。以下同じ。）、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならない。

2 受動喫煙の防止等は、県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならない。

3 受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを目的として行われるものであり、対象施設以外の私的な区域における喫煙を制限するものではないという理解の下に推進されなければならない。

（県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないように努めるとともに、事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力しなければならない。

（保護者の責務）

第4条 未成年者の保護者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図らなければならない。

（事業者及び施設管理者の責務）

第5条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組まなければならない。

（市町の責務）

第6条 市町は、その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（県の責務）

第7条 県は、受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（連携及び協働）

第8条 県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県は、相互に連携を図りながら、協

働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

## 第2章 受動喫煙の防止等

(受動喫煙の防止等)

第9条 別表第1に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙することができない区域としなければならない。

- 2 前項の施設管理者は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等（吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備をいう。以下同じ。）を設置してはならない。
- 3 第1項の施設管理者は、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨を表示しなければならない。
- 4 第1項の施設管理者は、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入することがないように必要な措置を講じなければならない。
- 5 別表第1の2から8までに掲げる対象施設の施設管理者は、前各項の規定にかかわらず、その管理する建物内の区域のうち、その利用の形態を考慮し、これらの規定による措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める建物内の区域については、知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるものとする。

(区域分煙措置)

第10条 別表第1の2、4、5及び7に掲げる対象施設の施設管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、この条例の施行の際現に受動喫煙防止区域に設置している喫煙室（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。以下同じ。）を喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができる。

- 2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。
- 4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、前条第3項の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に第1号及び第2号に掲げる事項を、喫煙区域の入口に第3号に掲げる事項を表示しなければならない。
  - (1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨
  - (2) 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙してはならない旨

(3) 喫煙区域である旨

第11条 別表第1の9から37までに掲げる対象施設の施設管理者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域の一部を喫煙区域とすることができる。

2 前項の規定による喫煙区域は、次に掲げる方法により、たばこの煙が喫煙区域以外の受動喫煙防止区域に直接排出されることがないように設けなければならない。

(1) 喫煙室を設置する方法

(2) 前号の方法のほか、規則で定めるところにより、対象施設の建物内の同一の階にある室を喫煙することができる室と喫煙することができない室に区分する方法

(3) 対象施設の建物内を喫煙することができる階と喫煙することができない階に区分する方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める方法

3 第1項の施設管理者（別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者を除く。）は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2に相当する面積を超えるものとしてはならない。この場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の2分の1に相当する面積を超えないものとするよう努めなければならない。

4 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項の規定により喫煙区域を設ける場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2に相当する面積を超えないものとするよう努めなければならない。

5 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

6 第9条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

7 前条第4項の規定は、第1項の規定により喫煙区域を設ける場合について準用する。

(時間分煙措置)

第12条 別表第1の14、16、18及び25に掲げる対象施設の施設管理者は、前条の規定により難い事情がある場合は、当分の間、受動喫煙防止区域（同表14に掲げる対象施設にあっては、ロビー（玄関帳場に隣接するロビーをいう。以下同じ。）の区域に限る。以下この条及び次条において同じ。）の全部を喫煙区域とすることができる。この場合において、これらの施設管理者は、当該対象施設の業務時間（不特定又は多数の者がその対象施設を利用し、又はその対象施設に出入りすることができる時間をいう。以下同じ。）内において喫煙することができる時間（以下「喫煙時間」という。）を定め、当該喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域を喫煙することができない区域としなければならない。

2 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、前項前段の規定により喫煙区域を設け

る場合において、喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2に相当する時間を超えないものとするよう努めなければならない。

3 別表第1の25に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2に相当する時間を超えるものとしてはならない。この場合において、その喫煙時間が当該対象施設の業務時間の2分の1に相当する時間を超えないものとするよう努めなければならない。

4 第1項の施設管理者は、同項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間の間、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

5 第9条第2項の規定は、第1項前段の規定により喫煙区域を設ける場合については、適用しない。この場合において、同項の施設管理者は、喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等を設置しないよう努めなければならない。

6 第1項の施設管理者は、同項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、第9条第3項の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 喫煙時間又は喫煙してはならない時間

(2) 喫煙時間以外の時間は、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨

(喫煙可能表示措置)

第13条 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、前条（第3項を除く。）の規定により難い事情がある場合は、当分の間、喫煙時間を定めることなく、受動喫煙防止区域の全部を喫煙区域とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

3 第9条第2項の規定は、第1項の規定により喫煙区域を設ける場合については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、第9条第3項の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙することができる旨を表示しなければならない。

(宿泊施設の客室における措置)

第14条 宿泊施設（旅館、ホテルその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の施設管理者は、利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙することができない客室とするよう努めなければならない。

(観覧場の屋外の観客席等における措置)

第15条 別表第2に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表

に掲げる区域を喫煙することができない区域とするよう努めなければならない。

- 2 別表第2の2に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する同表に掲げる区域内のうち、動物園に展示されている動物を観覧する場所、遊園地の遊戯設備その他の未成年者が多く集まる区域について喫煙することができない区域とする等受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

(喫煙の制限等)

第16条 何人も、受動喫煙防止区域（第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項前段又は第13条第1項の規定により設けられる喫煙区域を除く。次項において同じ。）において喫煙してはならない。

- 2 別表第1に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する受動喫煙防止区域において現に喫煙している者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めなければならない。

(指導及び助言)

第17条 知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第18条 知事は、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第11条第2項及び第3項前段並びに第12条第1項後段及び第3項前段の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第3項、第10条第4項（第11条第7項において準用する場合を含む。）、第12条第6項、第13条第4項及び第16条第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 3 知事は、前2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 知事は、第1項に規定する勧告を受けた施設管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるときは、当該施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(普及啓発)

第19条 県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 雑則

(立入検査等)

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第13条まで及び第16条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第22条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 罰則

(罰則)

第23条 第18条第4項の規定による命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

2 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をしない者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第25条 第16条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の9から37までに掲げる対象施設については、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日までの間、適用しない。

(1) 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第21条の規定 平成26年3月31日

(2) 第4章の規定 平成26年9月30日

(検討)

3 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前項の規定による場合のほか、この条例の施行の日から5年を経過した日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年6月12日条例第30号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月7日条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月23日条例第27号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第30号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

別表第1（第9条—第13条、第16条、第18条、第21条関係）

番号	対象施設の区分	区域
1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）、保育所その他これに類するもの、認定こども園又は青少年教育施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
2	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
3	病院、診療所又は助産所	当該施設の建物内の区域

4	薬局	当該施設の建物内の公共的空間
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 又は柔道整復師の施術所	当該施設の建物内の公共的空間
6	官公庁の庁舎	当該施設の建物内の区域
7	官公庁施設のうち庁舎以外の施設（他の対象 施設の区分に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
8	児童福祉施設、母子・父子福祉施設その他こ れらに類するもの（保育所その他これに類す るもの及び認定こども園を除く。）	当該施設の建物内の区域
9	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合い その他の用に供する施設	当該施設の建物（鉄道の駅の屋外のプラット ホームを含む。）内の公共的空間
10	旅客の運送の用に供する列車、自動車その他 の車両、船舶（県内に航路の起点及び終点が あるものに限る。）又は航空機	当該施設の公共的空間
11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の公共的空間
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の公共的空間
13	宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートルを 超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
14	宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートル以 下のもの）	当該施設の建物内の公共的空間
15	飲食店（客室（個室を除く。以下同じ。）の 面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
16	飲食店（客室の面積が100平方メートル以下の もの）（37に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
17	理容所又は美容所（客室の面積が100平方メー トルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
18	理容所又は美容所（客室の面積が100平方メー トル以下のもの）（37に該当するものを除 く。）	当該施設の建物内の公共的空間
19	公衆浴場	当該施設の建物内の公共的空間
20	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
21	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の公共的空間

22	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の公共的空間
23	展示場	当該施設の建物内の公共的空間
24	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
25	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物（客席を除く。）内の公共的空間
26	観覧場	当該施設の建物（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を含む。）内の公共的空間
27	運動施設	当該施設の建物内の公共的空間
28	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
29	遊技場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
30	社会福祉施設その他これらに類するもの（1及び8に掲げる対象施設を除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
31	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
32	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の公共的空間
33	駐車場	当該施設の建物内の公共的空間
34	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
35	1から5まで及び8から34までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
36	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分	当該部分の公共的空間
37	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分の公共的空間

備考1 この表に掲げる対象施設には、次に掲げる対象施設は、含まないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業の用に供する施設並びに同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に規定する

特定遊興飲食店営業を営む店舗

(2) たばこ又は喫煙具の対面による販売を営む店舗であつて、次に掲げるもの

ア 客にその店舗内においてたばこを試験的に喫煙させるもの

イ バーその他の施設を設けて、客にその店舗内においてたばこを喫煙させる営業を営むもの

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、施設の利用の形態又は施設若しくは設備の構造を考慮し、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがないもの又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める対象施設

2 この表において「公共的空間」とは、対象施設のうち次に掲げる区域以外のものをいう。

(1) 居室、事務室その他の専ら従業員等の特定の者が利用し、又は出入りする区域

(2) 会議室、宴会場、個室その他これらに類する対象施設の区域で、特定の利用者が一時的に貸し切って利用することができるもの

別表第2（第15条関係）

番号	対象施設の区分	区域
1	観覧場	屋外の観客席（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を除く。）
2	動物園、植物園、遊園地、都市公園その他これらに類するもの	当該施設の敷地内の区域
3	別表第1に掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の公共的空間

備考 この表において「公共的空間」とは、別表第1備考2に規定する公共的空間をいう。